



## 第1章 計画の改定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定、また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

現在の計画は策定（改定）から9年目を迎えており、その間、「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」等の関係法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化など、人権をめぐる様々な課題や状況に変化が見られる。

こうした人権をめぐる社会情勢の変化や、令和3年度(2021年度)に実施した県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、計画を改定する。

### 2 計画の性格

- 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)まで(5年間)

### 4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況を報告し、公表する。

## 第3章 人権施策の推進

- あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進する
- 人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

### I 基本施策の推進

#### 1 人権意識の高揚－教育・啓発

- 人権教育・啓発の基本的な考え方
  - 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
  - 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
  - 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
  - 自発的な学習のための環境づくり

#### (2) 人権教育

- ① 家庭教育
  - 就学前教育・学校教育
  - 推進体制の充実
  - 人権学習の具体的展開
  - より豊かな実践の展開
- ② 社会教育
  - 学習環境づくり
  - 人権教育の具体化

#### (3) 人権啓発

- ① 県民に対する人権啓発
  - 多様な啓発媒体の効果的な活用
  - 共感を生む教材の作成
  - 自主的な学習の支援と県民参加の促進
  - 人権啓発の実施主体との連携
  - 具体的な行動変容につながる啓発の推進
  - 年代を意識したより効果的な啓発の実施
- ② 事業者に対する人権啓発
  - 人権が尊重される明るい職場づくりの推進
  - 公正な採用選考システムの確立
  - 「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進
  - 関係機関等との連携

#### 2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

- 総合的な相談窓口の設置・運営
- 専門的な相談窓口の充実
- 相談機関の連携
- 相談窓口の周知
- 相談員等の資質向上と体制強化

### II 分野別施策の推進

- 人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、関係機関の連携のもとに施策の推進を図る
- 関係する個別法令等に基づく個別計画が策定されている分野については、各計画に基づき着実な推進を図る

<b>1 女性</b> ・人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現 ・あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展 ・一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現 ・男女共同参画意識の浸透 ・総合的・計画的な関連施策の推進	<b>2 子ども</b> ・社会全体で子育て・子育てを応援 ・社会的養護の推進 ・子ども・若者の健やかな育ち ・不登校等への対応 ・いじめへの対応 ・ひとり親家庭に対する支援の推進 ・子どもの貧困対策の推進 ・総合的・計画的な関連施策の推進	<b>3 高齢者</b> ・誰もが生き生きと活躍できる共生社会づくり ・認知症の人や家族等が自分らしく暮らし地域づくり ・暮らしを支える体制づくり ・総合的・計画的な高齢者施策の推進
<b>4 障害者</b> ・共生社会づくり ・ともに暮らす ・ともに育ち・学ぶ ・ともに働く ・ともに活動する ・障害者施策の総合的な推進	<b>5 部落差別（同和問題）</b> ・同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発 ・地域におけるまちづくりと人づくりへの支援 ・インターネット上の差別書き込み等への対応 ・せせ同和行為の排除 ・同和行政の総合的な推進	<b>6 外国人</b> ・こころが通じるコミュニケーション支援 ・安心して暮らせる生活支援 ・外国人材の活躍支援 ・次世代を担う人材の育成 ・活力ある多文化共生の地域づくり ・総合的・計画的な多文化共生施策の推進
<b>7 患者</b> ・医療福祉提供体制の整備 ・安全、安心な医療福祉サービスの提供 ・正しい知識の普及啓発等 ・難病患者への支援の充実 ・総合的な保健・医療・福祉施策の推進	<b>8 犯罪被害者等</b> ・平穏な日常生活への復帰の支援 ・犯罪被害者等を支える社会の形成	<b>9 刑を終えた人・保護観察中の人等</b> ・国・市町・民間団体等との連携強化 ・就労・住居の確保 ・保健医療・福祉的支援の充実 ・非行の防止と修学支援の実施 ・民間協力者の活動の推進、広報・啓発の推進
<b>10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ</b> ・性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進 ・相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進	<b>11 インターネット上の人権侵害</b> ・インターネット上の人権侵害の防止のための教育・啓発 ・差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷等への対応 ・国・関係機関等と連携した取組の推進	<b>12 新たな感染症（新型コロナウイルス感染症等）</b> ・正しい知識の普及 ・教育・啓発 ・相談・支援体制の充実
<b>13 ヘイトスピーチ</b> ・ヘイトスピーチの解消・防止のための教育・啓発 ・国・関係機関等との連携による相談対応	<b>14 ハラスメント</b> ・ハラスメント防止のための教育・啓発 ・関係機関と連携した相談対応の充実	<b>15 災害発生時の人権問題</b> ・要配慮者の避難支援体制の強化 ・広報および教育・啓発の推進 ・総合的・計画的な関連施策の推進
<b>16 人身取引（性的サービスや労働の強要等）</b> ・人身取引防止のための教育・啓発および相談支援	<b>17 アイヌの人々</b> ・アイヌの人々に対する理解を深めるための教育・啓発	<b>18 拉致被害者等</b> ・拉致問題解決に向けた関心と認識を深めるための教育・啓発
<b>19 個人情報保護</b> ・個人情報流出等による人権侵害防止のための教育・啓発および相談窓口の周知	<b>20 その他の人権に関わる諸問題</b> ・孤独・孤立 ・自殺問題 ・ひきこもり ・依存症 ・ホームレス	

## 第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

- 命を大切に、安心して暮らせる社会
- 一人ひとりが輝く社会
- 多様性を認め合う共生社会
- ともに支え合う協働社会



## 第4章 推進体制

- 庁内における推進体制
- 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修  
公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
- 国、市町、企業、民間団体等との連携